

2011 年 2 月 16 日
産業構造審議会 知的財産政策部会
委員 竹中 登一

特許料金の見直し
審査請求料の引き下げについて

首題の件について、下記のとおり意見を述べさせていただきます。

記

＜結論＞

特許制度小委員会報告書中の審査請求料に特化した料金の引き下げに賛成であり、引き下げ幅については、特許特別会計の収支相償の原則を踏まえ、国際出願の調査手数料引下げ等その他の料金見直し額と合わせ総合的に判断し、中長期的な特許特別会計の安定運営の観点から政策的に決めていただきたい。

特許庁予算案には、「イノベーション促進等の観点を踏まえ、審査請求料を約 25% 程度引下げる」とあり、審査請求額の平均が 20 万円とした場合、これを 5 万円減額すると読めるが、長期の歳入と歳出を算出した上で対応できる額としてこの案がでてきたのであれば、これを支持する。

併せて、以下の点についても、配慮いただきたい。

＜補足＞

特許特別会計の中で減額を実施するのであるので、次の視点を忘れないようにすべきである。

- 1) 制度ユーザーとしては、特許特別会計の用途について事業仕分けの際に強調された”審査・審判業務を旨とすべき”には反対である。

特許庁に対しては政策官庁として企業の競争力を回復・維持するために必要な国内問題・国外問題の両方を俯瞰した政策立案をお願いしたいところであり、したがって、特許特別会計は、企業の競争力を回復・維持するために国内並びに国外バランスよく使われる必要がある。

- 2) このバランスが担保されるため、一つの施策で特許特別会計が赤字になることは避けるべきである。すなわち、審査請求料を極端に安く設定することで、特許特別会計が赤字になることは本意ではなく、あくまで長期の歳入と歳出を算出した上で対応できる額にとどめるべきである。

なお、審査請求料の低減に伴い、出願数、審査請求件数が増加することが予想され

るが、その結果、審査の質が下がる（質の悪い特許が増える）ことのないよう、なお一層の質の向上に努めていただきたい。

以上

今後の知的財産政策の課題について

2011年2月16日

日本知的財産協会

日本の産業競争力の維持・拡大を狙った国際知財戦略構想は、産業界として大変頼もしく、勇気付けられるものとして歓迎します。

いくつか感じる点があり下記いたします。

記

1. 国際的な特許制度の調和への道筋

特許審査ハイウエーを軸とした国際特許ネットワークの推進は、制度ユーザーとして特許取得の予測可能性の向上、特許の質の均一化、迅速な特許取得という利点を享受することができ、是非とも強力な推進と拡大を望みたい。

これと平行して、長期の戦略も必要であり、アジアなどの新興国との連携という視点からも、昔議論されたASEAN統一法のような統一知的財産法の実現のための旗振りをお願いしたい。

市場がグローバルしていく中で、各国個別に出願し、権利を確保し、保持していくことは、市場が拡大すればするほど大きな知財投資が求められ、EUが長年の夢としてきて一步前進させたEU統一特許・統一訴訟制度のような構想も併せ持つ必要が在る。

2. 多言語に対応した検索システムと特許分類の共通化問題

産業界としては、質の高い特許等知的財産権の成立、その結果としての適正な活用が担保される制度が望ましく、したがって不良な知的財産権の存在を許さない、これを無効化する制度が求められる。中国・韓国などで出願され権利化された特許文献が補足できず特許権を軸とした無用なビジネス衝突が起きる機会の低減策としての検索システムの整備は、好ましいものである。

このシステムの整備は、特許分類の共通化問題とも連動している問題であり、構築したシステムが粗い特許分類のために検索の精度が低下することは避けていただきたい。

そのためには、これまで培った情報システム構築のパイオニアとしての実力を発揮する必要があり、新システムの遅延は他国に覇権を譲るリスクを引き起こす可能性がある。したがって、一刻も早く新検索システムの開発に着手し、併せ検索効率が高い特許分類の確保をすることが必要と思われる。

3. 海外の知財リスクの軽減

グローバルな市場における競争力阻害要因の排除は切に望まれるところである。中国は米国と同様な訴訟社会であり、特許等の知的財産権の急増は、いずれ日本企業が知的財産訴訟に巻き込まれる状況を生み出すものと思われる。

新興国の文化的背景、社会的背景から生じ、打ち出される諸施策（行政施策、訴訟、裁判制度等）は、日本企業にとって思いもしないものであることが多く、単なる戸惑い

のレベルに留まらず、日本企業を無防備状態に至らしめる可能性がある。

したがって各国・地域におけるリエゾン力、分析力を強化し、日本企業に注意喚起、対応指針をタイミングよく提供することが重要である。

また、情報収集は、各国・地域における特許訴訟において、たとえば進歩性の捉え方に問題が存在しないのかなどの視点からの分析も重要であり、進歩性の基準に問題があるとするれば、その是正の道筋を求めていくことも必要となる

同時にグローバルスタンダードの視点から欧米と連携を図り、常に各国・地域の各制度、運用について情報交換を図り、共同で是正を求めることも今以上に求められる。

4. 裁判制度の近代化をリード

企業は、事業を守るためにグローバルな環境で知的財産（権）を行使し、あるいは第三者からの攻撃に対して防衛戦を行わなければならない。一方知的財産（権）の攻防が持ち込まれる裁判所は、外国企業が関与した知的財産（権）案件も国内訴訟の一つとしてしか処理されない。

知的財産（権）を取り巻く制度、権利の取得、維持、管理に関してはT R I P sによりミニマムスタンダードが整ってきたが、知的財産（権）のEnforcementを司る肝心の各国の裁判所のあり方については、特に発展途上国・一部新興国において、グローバルな視点での焦点が当たっていない。

司法制度の改革全般を唱えても民事・刑事と幅が広く難しいと思われるが、知的財産（権）に焦点を当てた統一管轄や知的財産裁判所の実現を喫緊の課題として目指すことは可能と考える。

5. 模倣品・海賊版拡散防止条約（ACTA）の早期発効

懸案であった模倣品・海賊版拡散防止条約（ACTA）が、日本政府のイニシアチブにより2010年秋に、日本、オーストラリア、カナダ、EU、韓国、メキシコ、モロッコ、ニュージーランド、シンガポール、スイス、アメリカ合衆国間で大筋合意がなされたことは、評価される。

本条約の早期発効と、今後、より実効性を高めるべく新興国・途上国への働きかけを強め、とりわけ中国の取り込みを図り、加盟国を拡大する努力が望まれる。

以上